

AOTS 日本語教育センター自己点検評価委員会 実施要領

令和 8 年 3 月 26 日

AOTS 25-03-120

(趣旨)

第1条 この規程は、協会が、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号、以下「法」という）の第8条（日本語教育の実施状況に関する評価等）に基づき、文部科学省より認定を受けた認定日本語教育機関として必要となる自己点検評価に関する事項を定める。

(目的)

第2条 委員会は、認定日本語教育機関が法律上義務付けられている自己点検・評価を実施し、認定基準に適合しているかどうかを点検評価すること、また、課題があれば改善し、日本語教育の質の維持向上を継続的に図ることに資することを目的とする。

(委員会の設置と構成)

第3条 本機関内に、認定日本語教育機関自己点検評価委員会（以下、委員会という。）を設置する。
2 委員は担当役員、校長、主任教員、その他委員にふさわしいものとし、4名以上で組織する。
3 委員長は担当役員とする。

(実施時期)

第4条 実施時期は、毎年4月～6月頃の1回とする。

(実施方法)

第5条 前年度の認定日本語教育機関の日本語教育実施状況について、認定日本語教育機関の基準に対する適合性について点検を行う。
2 自己点検・評価チェックシートの記入案については委員のうち主任教員が記入する。記入の際には根拠に基づいた点検・評価を実施するために、評価項目に関係する業務に携わる関係者に実施状況を確認したり必要な資料の提出を求めたりすることができる。
3 自己点検・評価チェックシートの記入案、その他補足資料を検討資料とし、委員会で協議し、自己点検・評価チェックシートを作成し、自己点検・評価報告書とする。
4 委員会での議論は議事録を作成し組織内で電子的に保存する。

(自己点検・評価チェックシートと評価指標)

第6条 自己点検・評価チェックシートと評価指標は別紙のとおりとする。

(点検・評価結果後の取組)

第7条 点検・評価の結果、達成していないまたは適合していないとされた項目や、一部未達成で達成

や適合のために改善が必要とされた項目や、達成や適合しているもののさらに質の向上に資するための取り組みが望まれる項目については、改善計画を作成し期日内に達成あるいは適合できるように組織的な活動を行う。

- 2 改善計画の作成、改善活動及び進捗管理は校長が指揮し各担当部門で責任をもって行う。
- 3 改善計画の進捗状況については1年に2回以上の頻度で開催する日本語研修関係者全体会議で確認することとする。
- 4 日本語研修関係者全体会議の構成員は、校長、主任教員、本務等教員、事務統括責任者、その他改善計画の実行に関わる者とする。
- 5 改善計画の実施結果については翌年の認定日本語教育機関自己点検評価委員会で報告する。

(自己点検・評価の結果の公表)

第8条 委員会でまとめた自己点検・評価報告書は以下のWEBサイトで公表する。

<https://www.aots.jp/>

- 2 担当者は主任教員とする。

(雑則)

第9条 この規程に定めのないこと又はより難しいことについては、別に定める。

附 則 (AOTS25-03-120 令和8年3月26制定)

この要領は、令和8年4月1日から施行する。(AOTS 日本語教育センター)